

GX(グリーン・トランスフォーメーション)と サステナブルファイナンスの推進



地球と産業の未来を、ともに拓く。

2024年11月

高田英樹

(GX推進機構 理事)

略歴

- ▶ 1995年：大蔵省（現財務省）入省
- ▶ 1997－99年：英国留学（Cambridge / LSE）
- ▶ 2003－06年：英国財務省出向
- ▶ 2009－11年：内閣官房国家戦略室出向
- ▶ 2012－15年：大臣官房文書課法令審査室長・調査室長・広報室長
- ▶ 2015－18年：OECD（経済協力開発機構）環境局出向（グリーン・ファイナンス担当）
- ▶ 2018年：Green Finance Network Japanを立上げ
- ▶ 2020－21年：主計局給与共済課長
- ▶ 2021年：内閣官房気候変動対策推進室総括参事官
- ▶ 2021－22年：主計局主計官（総務省・地方財政担当）
- ▶ 2022－24年：金融庁総合政策局総合政策課長
- ▶ 2024年：GX推進機構理事

1. GX (Green Transformation) の実現に向けて

GXに向けた世界の動き

- カーボンニュートラル目標を表明する国・地域が急増し、GDP総計で世界全体の約90%（154カ国）に達する。
- 排出削減と経済成長をともに実現するGXに向けた大規模な投資競争が激化

期限付きCNを表明する国地域の急増

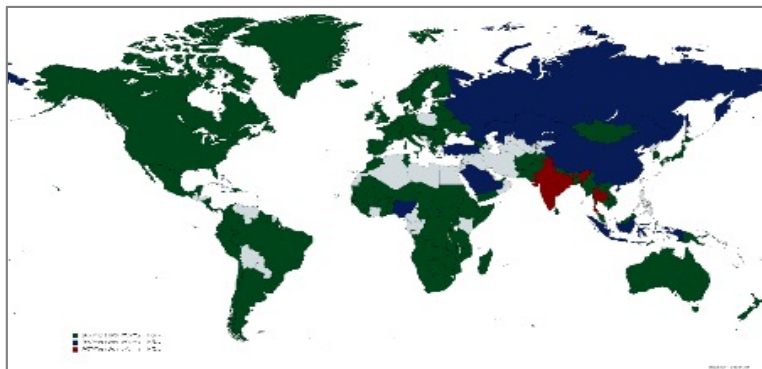
COP25
終了時（2019）

- 期限付きCNを表明する国地域は121、世界GDPの約26%を占める

COP26
終了時（2021）

- 期限付きCNを表明する国地域は154、世界GDPの約90%を占める

(参考) COP26終了時点のCN表明国地域



- 2050年まで
- 2060年まで
- 2070年まで

出所：World Bank databaseを基に作成

諸外国によるGX投資支援（例）

国	支援期間	政府支援等
EU 2020.1.14 投資計画公表	10年間	官民で 約140兆円 (約1兆€)
ドイツ 2020.6.3 経済対策公表	2年間を中心	約7兆円 (約500億€)
フランス 2020.9.3 経済対策公表	2年間	約4兆円 (約300億€)
英国 2021.10.19 戦略公表	8年間	約4兆円 (約260億£)
米国 2022.8.16 法律成立	10年間	約50兆円 (約3,690億\$)

出所：各国政府公表資料を基に作成。 ※換算レートは1\$ = 135円、1€ = 136円等（基準外国為替相場・裁定外国為替相場（2022年10月分適用））

GX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進

- 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」(2022年6月)では、国際公約の達成と、わが国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向け、**今後10年間に官民協調で150兆円規模のグリーン・トランスフォーメーション（GX）投資を実現**することとしている。
- 2023年2月には、「**GX実現に向けた基本方針**」を閣議決定し、「GX実行会議」における議論を踏まえ、今後10年を見据えた取組みの方針を取りまとめ。2023年5月には関連法案が国会で成立し、同年7月には「**脱炭素成長型経済構造移行推進戦略**」（GX推進戦略）が閣議決定された。

150兆円超の官民GX投資実現等に向けた主な施策

GX経済移行債を活用した大胆な先行投資支援

- GX経済移行債（世界初の国債としてのトランジション・ボンド）を創設し、今後10年間に20兆円規模の大胆な先行投資支援を実施
- 産業競争力強化・経済成長と排出削減の両立に貢献する分野等を対象とし、規制・制度措置と一体的に実施

新たな金融手法の活用

- 「GX推進機構」がGX技術の社会実装段階におけるリスク補完策（債務保証等）を実施
- トランジション・ファイナンスへの国際的な理解醸成へ向けた取組の強化
- 気候変動情報開示も含めた、サステナブルファイナンス推進のための環境整備



GX

グリーントランス
フォーメーション

150兆円の投資
(10年間)



成長志向型カーボンプライシング(CP)によるGX投資インセンティブ

- 炭素排出に値付けし、GX関連製品・事業の付加価値を向上させる。例えば、
 - 「排出量取引制度」の本格稼働(2026年度～)
 - 化石燃料輸入事業者等に「炭素に対する賦課金」制度の導入(2028年度～)
 - 発電事業者にEU等と同等の「有償オークション」を段階的に導入(2033年度～)

国際展開・公正な移行・中小企業等のGX

- アジア・ゼロエミッション共同体構想を実現し、アジアのGXを後押し
- 円滑な労働移動を推進
- 脱炭素製品等の需要を喚起
- 中小企業を含むサプライチェーン全体の取組を推進

これまでのGXの進捗状況

- エネルギー安定供給確保、経済成長、脱炭素の3つの同時実現を目指し、2022年夏以降GXの議論を加速。昨年末「分野別投資戦略」をとりまとめ、足下から今後10年程度のGXの方針を提示。
- これに基づく投資促進策の具体化や、GXリーグの稼働など、**「成長志向型カーボンプライシング構想」が進み、企業のGX投資の検討・実行が着実に進展**。（足下では、2050年カーボンニュートラル実現に不可欠な革新技術の社会実装を進めるGI基金プロジェクトでも一定の進捗。また、水素社会推進法などを踏まえた投資準備行動が加速。）

成長志向型CP	23年2月 GX基本方針閣議決定	23年5月 GX推進法成立	23年7月 『GX推進戦略』閣議決定	◆ GXリーグを23年度から試行。24年度から747者が参画 ・我が国の温室効果ガス排出量の 5割超 をカバー ・排出量取引制度の26年度本格導入に向け、一定規模以上の排出を行う企業の参加義務化や個社の削減目標の認証制度の創設等を視野に法定化を検討
先行投資支援				◆ GX経済移行債の発行 （2024年2月～） ・世界初の国によるトランジション・ボンドとして発行(国内外の金融機関から投資表明)
新たな金融手法				◆ 『 分野別投資戦略 』取りまとめ（2023年12月）・ GX投資促進策の実行 ・「産業」「暮らし」「エネルギー」各分野での投資加速に向け、16分野で方向性と規制・制度の見通し、GX経済移行債を活用した投資促進策を提示（国の長期・複数年度コミットメントによる補助金、生産・販売量に応じた税額控除等）
国際戦略				◆ GX推進機構業務開始 （2024年7月） ・新たな金融手法の実践（GX投資への債務保証等）
				◆ 多様な道筋（G7）や、トランジション・ファイナンスへの認識拡大 ◆ AZEC首脳会合初開催 （2023年12月） ・11のパートナー国が参加 ◆ GX実現に向けた日米協力 （2024年4月）

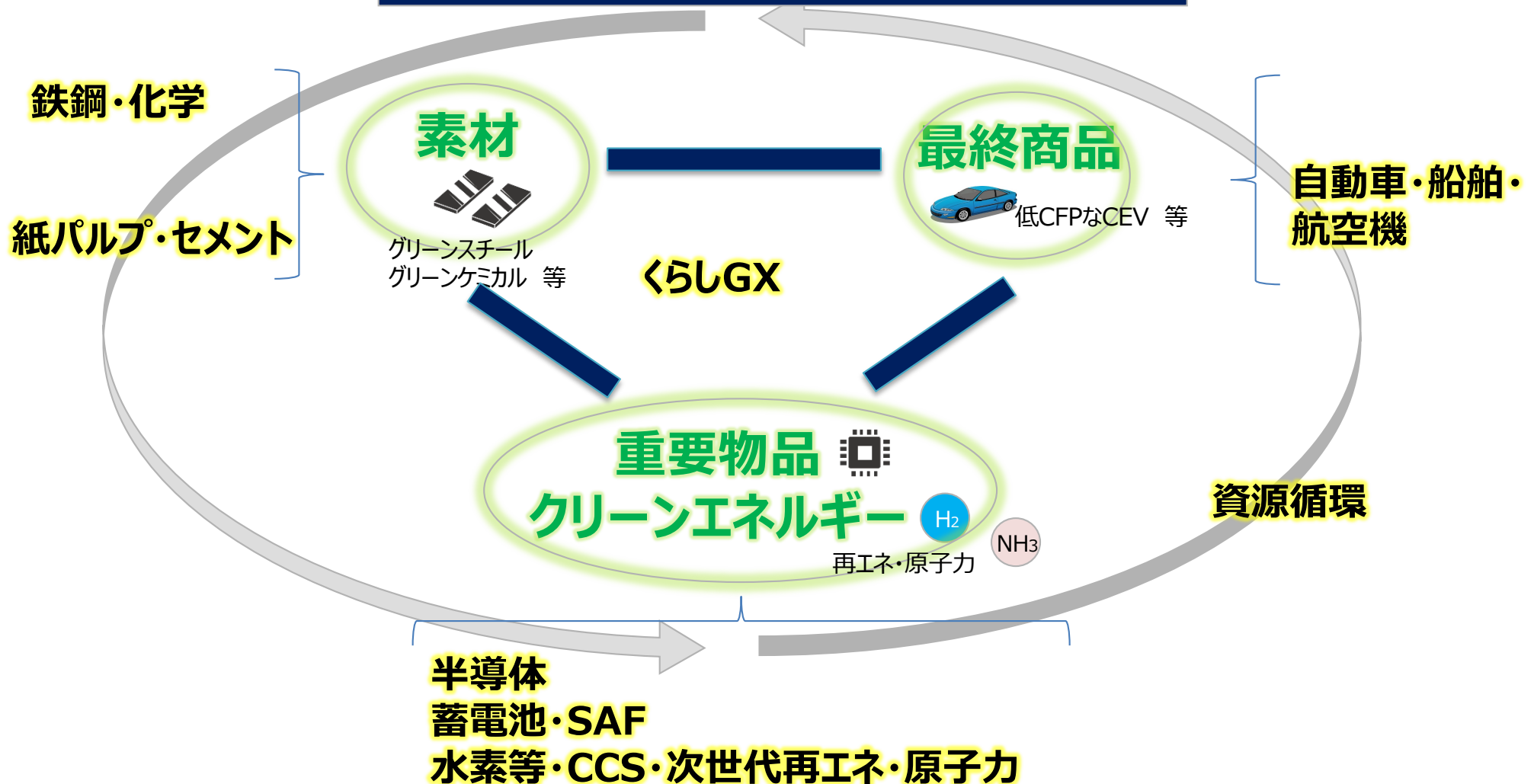


（出所）外務省HP

分野別投資戦略の対象

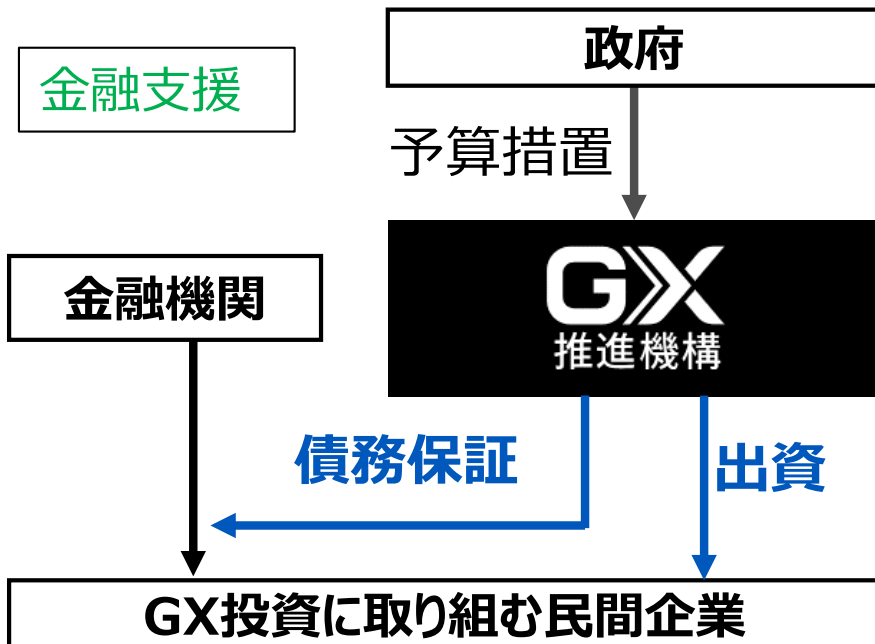
- GX基本方針（GX推進戦略として令和5年7月閣議決定）の参考資料として、国が長期・複数年度にわたるコミットメントを示すと同時に、規制・制度的措置の見通しを示すべく、22分野において「**道行き**」を提示。
- 今般、当該「道行き」について、大くり化等を行った上で、重点分野ごとに「GX実現に向けた専門家ワーキンググループ」で議論を行い、16分野で「**分野別投資戦略**」としてブラッシュアップ。官も民も一歩前に出て、**国内にGX市場を確立し、サプライチェーンをGX型に革新する。**

分野別投資戦略と、GX型サプライチェーンの関係



GX推進機構

- **GX推進機構**（脱炭素成長型経済構造移行推進機構）は、GX推進法に基づく認可法人として、**2024年7月、業務開始**。（官民から人材を結集し、30名程度の体制でスタート。）
- **2050年カーボンニュートラルと、産業競争力強化・経済成長の同時実現**に向け、今後10年間で150兆円超のGX投資を推進することを使命とし、以下の業務を実施。
 - **金融支援業務**：債務保証の提供等により、民間投資を促進（出資、社債引受も可能）
 - **排出量取引制度の運営・化石燃料賦課金等の徴収**
 - **GX政策等に関する調査・研究、企業連携の推進、気候変動開示の推進、新たな金融手法の国内外への発信等**
 - ・GX・サステナビリティ推進に向けた「ハブ」としての役割 ⇒ GX Future Academy構想
 - ・TCFDコンソーシアムとの連携
- 2024年9月、地域でのGX投資促進のため、「**地域連携室**」及び「**北海道デスク**」を設置。



GX推進に向けたハブ



- ・調査・研究
- ・企業等連携
- ・セミナー等の開催
- ・政策提言
- ・国内外への発信

【参考】役員・運営委員

役員

理事長	筒井 義信 (日本生命保険会長)
COO (専務理事)	重竹 尚基 (BCGマネージングディレクター)
理事 (企画)	梶川 文博 (経済産業省GX推進機構設立準備室長)
理事 (財務・サステナビリティ推進)	高田 英樹 (金融庁総合政策局総合政策課長)
理事 (金融推進)	井上 峰人 (日本貿易保険営業第二部次長)
理事 (金融審査)	五百森香苗 (みずほ銀行執行理事)
監事	千原真衣子 (片岡総合法律事務所パートナー)

運営委員

委員長	十倉 雅和 (経済団体連合会会長)
委員長代理	白石 隆 (熊本県立大学特別栄誉教授)
委員	伊藤 元重 (東京大学名誉教授)
委員	森本 英香 (早稲田大学教授)
委員	吉高 まり (三菱UFJリサーチ&コンサルティングフェロー)
委員	梶原 敦子 (日本格付研究所常務執行役員)
委員	吉井久美子 (TMI総合法律事務所パートナー・会計士)

【参考】国がGX推進機構に示す「支援基準」

- GX推進法第57条第1項に基づき、GX推進機構が金融支援業務（債務保証、出資及び社債の引受け）を実施し支援案件を決定する際に、GX推進機構が従うべき基準として国が定めるもの。
- GX推進機構が実施する金融支援業務は、GX新技術の社会実装を行う際に、技術・完工・需要リスク等があり不確実性が強い場合に、民間金融機関等が真に取り切れないリスクを特定し、その部分についてリスク補完することが基本。
- 加えて、支援対象からの収益を前提にして収支相償を原則とする産業投融資ではなく、別途CPによる償還財源を確保し、予算措置と同様の活用が可能なGX債を財源としていることを踏まえて、GX推進機構は、リスク補完を行わないことで我が国全体のGXの推進に停滞を招かないよう、長期的な観点で取るべきリスクはしっかりと取ることが重要。

支援基準の主な内容

■ 金融支援に当たって機構が従うべき基準

※以下の項目をいずれも満たす案件を支援。

- (1) 政府の方針との整合性
 - ・ GX推進戦略やクライメート・トランジション・ボンド・フレームワーク等の政府方針に整合する活動
- (2) GXに資する技術の社会実装又は事業の推進
 - ・ 我が国企業が保有する新技術など、GX技術の社会実装又はこれを活用した事業
- (3) 民間で取り切れないリスクの補完
 - ・ 民間金融機関等が真に取り切れないリスクが存在し、その補完が必要であること
- (4) 支援対象となる事業活動の持続可能性その他の総合判断
 - ・ 支援対象の持続可能性のみならず、GX政策への貢献、民間金融への呼び水効果、トランジションファイナンス、ブレンデッド・ファイナンス等の新たな金融手法への進展への寄与、良質な雇用をもたらす効果等を総合的に勘案し、金融支援が必要とされること
- (5) 適切な経営・推進体制の確保
 - ・ 支援事業を効率的、効果的かつ確実に実施する体制の構築及び経営陣のコミットメントがあること

■ 金融支援全般について機構が努めるべき事項

- (1) 金融支援の基本的な考え方
 - ・ 民間がとれるリスクかどうかを踏まえる一方で、リスク補完を行わないことでGX推進に停滞を招かないよう、取るべきリスクはしっかりと取ることを旨として、金融支援を行うこと 等
- (2) 金融支援を推進する体制の確保
 - ・ 積極的な案件発掘、外部有識者の意見の聴取、専門人材等の確保 等
- (3) 政府全体の政策との連携
 - ・ GX政策をはじめとする政府全体の施策との連携
- (4) GXの推進に向けた人材の育成
 - ・ 民間との積極的な人材交流やGX推進に関する学びの場の提供 等
- (5) ステークホルダーとの連携
 - ・ 多様なステークホルダーとの協働や他の政府機関との連携
- (6) 情報開示
 - ・ 情報開示を通じた運用の透明性の確保 等

- これまで今後10年程度の分野ごとの見通しを示しGXの取り組みを進める中で、
 - ①中東情勢の緊迫化や化石燃料開発への投資減退などによる**量・価格両面でのエネルギー安定供給確保**、
 - ②DXの進展や電化による**電力需要の増加が見通される中、その規模やタイミング**、
 - ③いわゆる「米中新冷戦」などの経済安全保障上の要請による**サプライチェーンの再構築のあり方**、について**不確実性が高まる**とともに、
 - ④気候変動対策の野心を維持しながら**多様かつ現実的なアプローチを重視する動き**の拡大、
 - ⑤**量子、核融合など次世代技術への期待の高まり** などの**変化も生じている**。
- **出来る限り事業環境の予見性を高め、日本の成長に不可欠な付加価値の高い産業プロセスの維持・強化につながる国内投資を後押しするため、産業構造、産業立地、エネルギーを総合的に検討し、より長期的視点に立ったGX2040のビジョンを示す。**

2023常会

2024常会

水素法案
CCS法案

GX推進戦略

成長志向型カーボンプライシング構想

GX推進法

- カーボンプライシングの枠組み
- 20兆円規模のGX経済移行債 等

+

脱炭素電源の導入拡大

- 廃炉が決まった原発敷地内の建替

GX脱炭素電源法

- 原発の運転期間延長
- 再エネ導入拡大に向けた送電線整備 等

10年150兆円規模の官民GX投資

2030

GX2040ビジョン

GX産業構造

GX産業立地

強靱なエネルギー供給の確保
＜エネルギー基本計画＞

成長志向型カーボンプライシング構想

- カーボンプライシングの詳細設計
(排出量取引、化石燃料賦課金の具体化)
- AZEC・日米と連携したGX市場創造
- 中小企業・スタートアップのGX推進/公正な移行 等

+

脱炭素電源の導入拡大

- 長期の脱炭素電源投資支援
- 送電線整備 等

2040

- これまでの論点や検討すべき課題を統合し、GX実現に向けた専門家ワーキンググループなどでの議論を踏まえ、以下の検討のたたき台をベースに年末に向けてGX2040ビジョンの検討を加速。

I. エネルギー・GX産業立地

- 1. DXによる電力需要増に対応するため、徹底した省エネ、再エネ拡大、原子力発電所の再稼働や新型革新炉の設置、火力の脱炭素化に必要な投資拡大**
 - 大型電源については投資額が大きく、総事業期間も長期間となるため、収入・費用の変動リスクが大きく、それらを合理的に見積もるには限界がある。事業者の予見可能性を高めるには、このようなリスクに対応するための事業環境整備を進める必要がある。同時に、電源確保とあわせて、データセンターの効率改善を促すべく、技術開発や制度面での対応も進める必要。
- 2. LNGの確保とLNGサプライチェーン全体での低炭素化の道筋確保や、国際的な議論も踏まえた石炭火力の扱い**
 - 現実的なトランジションの手段としてガス火力を低炭素電源として活用していく必要。国際的な議論や脱炭素に向けた取組の下、石炭火力発電をより減少させていく中で、LNG調達安定化のための長期契約を可能にする方策や、石炭火力等の予備電源制度などとセットで議論が必要。
- 3. 脱炭素電源や水素等の新たなクリーンエネルギー近傍への産業集積の加速、ワット・ビット連携による日本全国を俯瞰した効率的・効果的な系統整備**
 - 多数の企業間連携を前提とする広域単位の産業立地施策、日本全体を俯瞰して、次世代の電力系統整備と通信基盤の一体的整備を可能とする次世代型電力・通信一体開発計画などについて官民連携での検討。
- 4. 次世代エネルギー源の確保、水素等の供給拠点、価格差に着目した支援プロジェクトの選定**
 - 将来的な価格低減や国産技術の活用が見込まれるなど、産業競争力強化に資するプロジェクトを中心に、黎明期のユースケースを立ち上げ。また、水素等の大規模な利用拡大に繋がり、幅広い事業者に裨益する供給拠点に対する支援や、GX製品の市場創造に向けて需要家を巻き込み、価格移転を可能とする後続制度とも連携。

II. GX産業構造

5. **経済安全保障の要請**も踏まえたGXとDXによる**サプライチェーン強化**
→GXとDX技術の組み合わせにより、既存・新規企業双方において、付加価値の掘り起こし・ビジネス化（イノベーション創出）を加速させ労働生産性・資本生産性を高める。これらを通して、鉄鋼や化学等のGX素材から、半導体等の重要物品や完成車等のGX製品に至る、中小企業含めたフルセットの「GX型サプライチェーン」を維持発展させる。
6. **GXとDXの同時進展**
→データセンター・半導体におけるエネルギー効率改善に向けた取組加速、AIの基盤となるデータセンターの国内整備
7. **技術・ビジネス・スケール**の3つの要素を最大化した**イノベーション創出**
→海外含めた学術機関との連携、大企業とスタートアップとの協業加速、大企業からのカーブアウト加速

III. GX市場創造

8. GX製品の国内市場立ち上げに必要となる**GX製品の価値評価、調達に向けた規制・制度的措置**
→多排出産業のGX-ETS参加義務化などカーボンプライシングの具体的制度設計、GXの価値の見える化、GX製品調達に資するインセンティブ措置の具体化

IV. グローバル認識・ルール

9. **アジアの視点**も加えた体系的・総合的な**ルール形成**
→AZECの下でのトランジションファイナンスのアジア展開、日本発の省エネ・脱炭素機器導入拡大に資する標準などの制度設計
10. 欧米の情勢も踏まえた**現実的なトランジションの必要性**
→2040年を見据えたエネルギー需給構造の検討

GX加速に向けた当座の取組①

令和6年10月31日
第13回GX実行会議 資料1

- エネルギー安定供給・脱炭素・経済成長の同時実現を目指すGXの加速は、**地熱等の地域によっては高い潜在力を持つ「再エネの拡大」**や、**省エネ・脱炭素関連産業の「新規投資」**等により、**新しい地域経済の創生**をけん引する可能性を秘める。

GXを通じた **地域経済の成長**

イメージ

【取組例】 (概算要求事業等)

地域脱炭素の推進

先行的な地方公共団体等の取組の加速

地方公共団体主導による自営線を活用したマイクログリッド等を活用した脱炭素製品・技術（再エネ・省エネ・蓄エネ）等の導入

地熱等の再エネ拡大

地域が高いポテンシャルを持つ地熱や中小水力の開発加速



民間事業者が実施する、**地熱の地表・掘削調査の助成**、国（JOGMEC）による**有望地域の調査**

太陽電池、洋上風力等の研究開発・社会実装加速

グリーンイノベーション（GI）基金で、企業コミットの下、社会実装を見据えた**長期・大型の研究開発**を実施中

省エネや国内投資促進

中小企業の省エネ投資促進

工場・事業所における設備更新の複数年支援、**省エネ診断**

車載用蓄電池等、地域経済への波及効果も高い、**GX産業の投資促進、次世代半導体の開発加速**

車載用蓄電池のセル、部素材、製造装置に至る**サプライチェーンの構築**や、国内に貯留ポテンシャルのある**先進的なCCSの推進**、AI半導体や関連部素材の**開発加速**

GX加速に向けた当座の取組②

令和6年10月31日
第13回GX実行会議 資料1

- 断熱改修や高効率給湯器の導入等、くらしのGXは、光熱費削減にとどまらず、くらしの快適性を向上。また、ガソリン等、燃料価格上昇の影響に強い電動車への乗り換えは、給電機能をもつ充電インフラの整備と併せることで災害時にも活躍。
- こうした生活環境の向上にもつながるくらし分野のGXの取組を加速することが重要。

GXを通じた生活環境の向上

イメージ

住宅（断熱窓/給湯器等）

断熱性能に優れた窓等への断熱改修
高効率給湯器（ヒートポンプ等）の購入



熱の出入りの大半を占める窓等の開口部等の改修や、高効率給湯器の普及
→くらしの快適性向上に加え、光熱費削減



出所) 三菱電機

電動車

EV/PHEV等のクリーンエネルギー自動車の普及
運送事業者等による商用電動車等の購入
充電・充てんインフラの導入



次世代乗用車や、運送事業者が購入する商用車等の電動化推進
→エネルギー価格上昇に強いモビリティ社会へ

建築物

商業・教育施設等の建築物の脱炭素改修

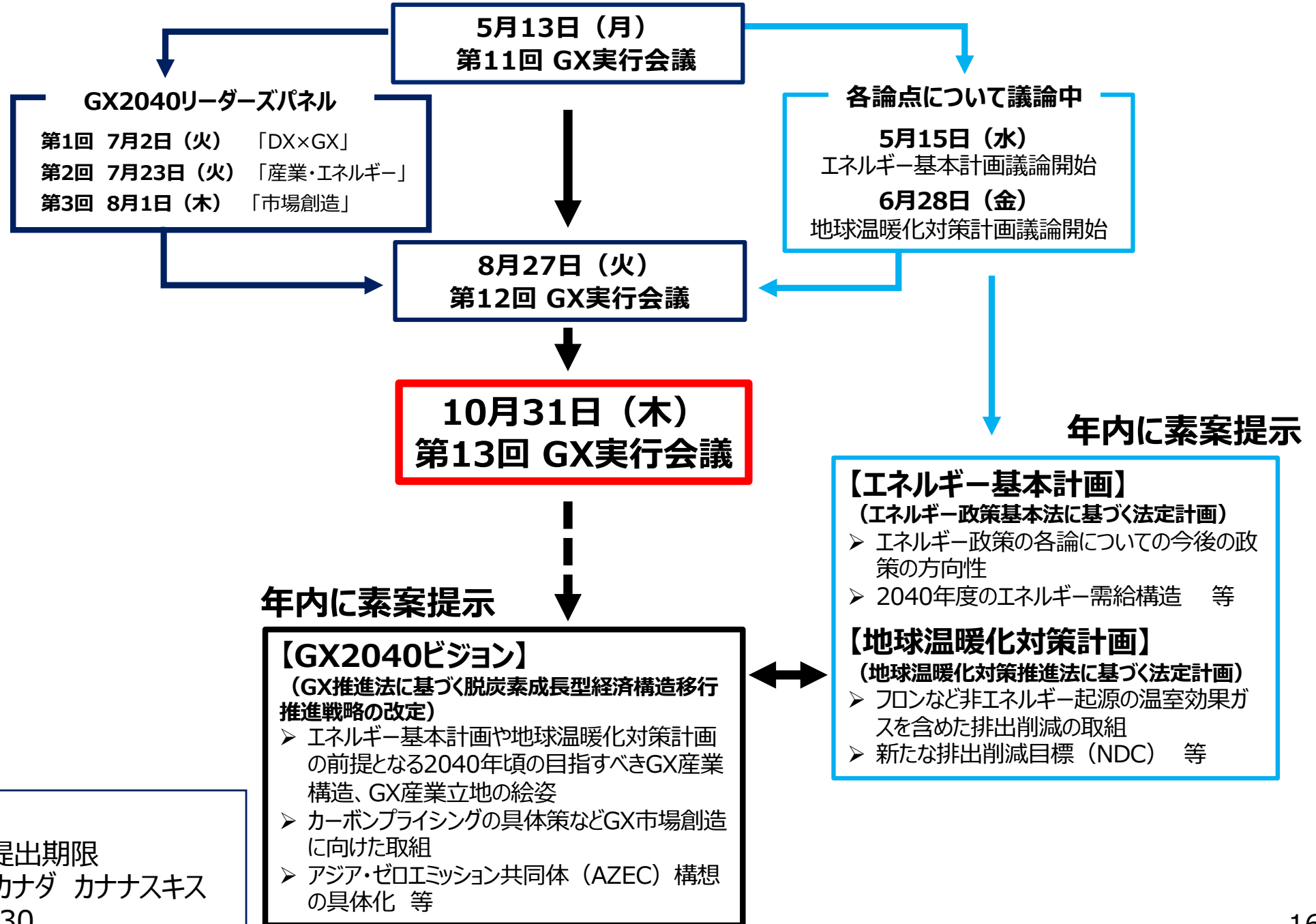


地域での生活の拠点として、多くの人々が過ごす教育施設、病院、商業施設などの建築物のゼロエミッション化

現在、専門家WGで議論中である、分野別投資戦略の改定の検討状況等を踏まえ、上記イメージ他も含め、年末までに具体化

GX2040ビジョン、エネルギー基本計画、地球温暖化対策計画に向けた検討 (イメージ)

令和6年10月31日
第13回GX実行会議 資料1



2025年
2月 NDC提出期限
夏 G7@カナダ カナナスキス
11月 COP30

2. 持続可能な経済・社会に向けた金融の役割： サステナブルファイナンスの推進

気候変動がもたらす金融市場へのリスク

2015年9月、イングランド銀行総裁・金融安定理事会議長（当時）のマーク・カーニー氏による金融関係者向けのスピーチ


⇒ 気候変動が金融市場の安定にもたらすリスクに警鐘を鳴らす

Physical risks（物理的リスク）

- ・ 異常気象・自然災害による物理的な損害、損害保険支払い額の増加

Transition risks（移行リスク）

- ・ 低炭素経済への移行に伴う資産価格の変動
- ・ 石炭・石油関連資産が座礁資産（stranded asset）となるおそれ
- ・ 急激な変化による金融市場の不安定化



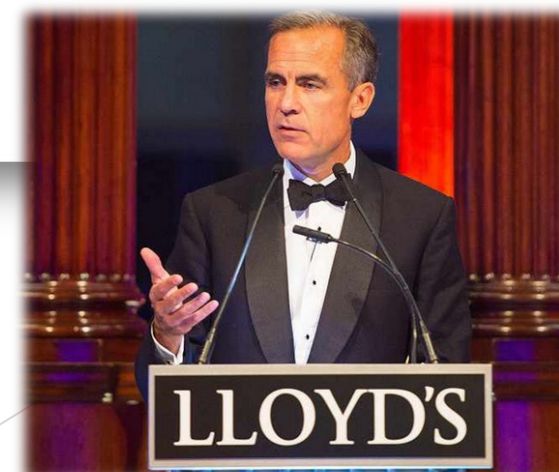
BANK OF ENGLAND

Speech

Breaking the Tragedy of the Horizon – climate change and financial stability

Speech given by
Mark Carney
Governor of the Bank of England
Chairman of the Financial Stability Board

Lloyd's of London
29 September 2015



気候関連財務情報開示タスクフォース

Task Force on Climate-related Financial Disclosures (TCFD)

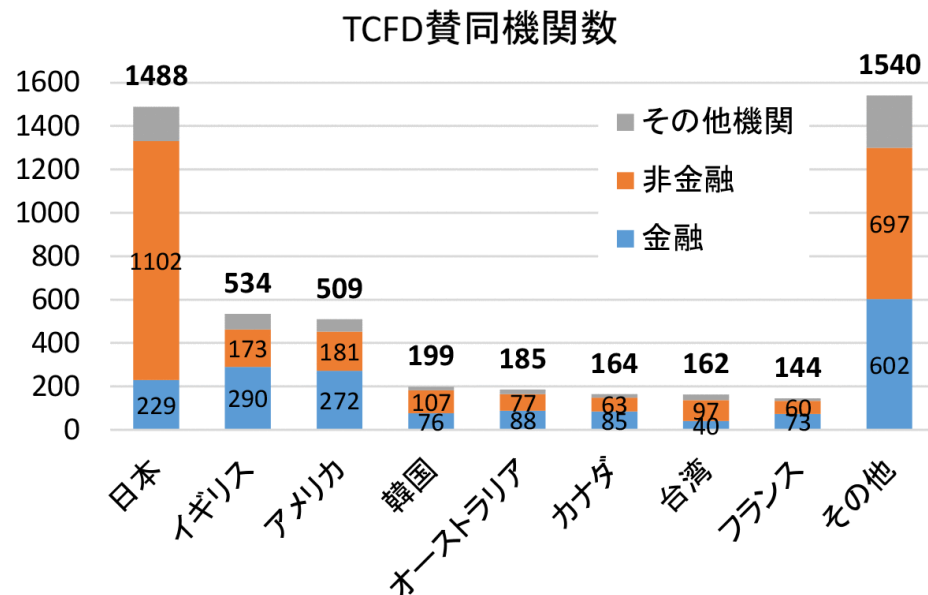
2015年12月: FSBがTCFDを設置（議長：マイケル・ブルームバーグ）

2017年6月: 最終報告

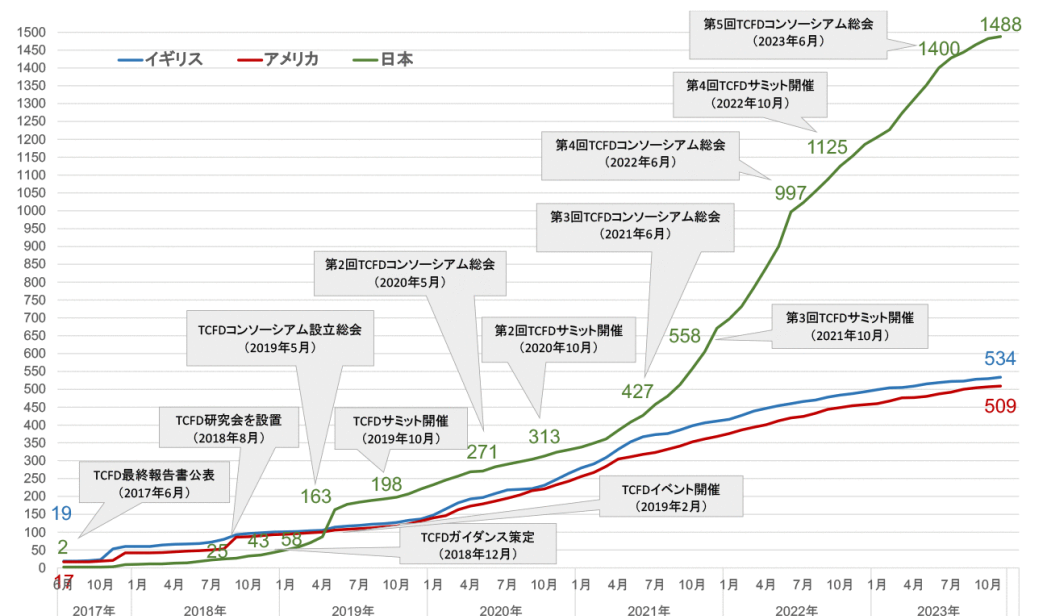
気候変動関連リスク、及び機会に関する下記の項目について、財務諸表等で開示することを推奨

- **ガバナンス (Governance)** : どのような体制で検討し、それを企業経営に反映しているか。
- **戦略 (Strategy)** : 短期・中期・長期にわたり、企業経営にどのように影響を与えるか。またそれについてどう考えたか。
- **リスク管理 (Risk Management)** : 気候変動のリスクについて、どのように特定、評価し、またそれを低減しようとしているか。
- **指標と目標 (Metrics and Targets)** : リスクと機会の評価について、どのような指標を用いて判断し、目標への進捗度を評価しているか。

各国のTCFD賛同機関数（2023年11月24日時点）



上位3か国の賛同機関数の推移（2023年11月24日時点）



参考：TCFDコンソーシアムウェブサイト

気候変動問題の広がり

気候変動は、環境問題にとどまらず、財務・金融に関わる問題として、各国の財務省・金融規制当局・中央銀行が対処すべき課題となっている。

- 2015年12月：FSB（Financial Stability Board：金融安定理事会）が**TCFD**（Task Force on Climate-related Financial Disclosures：気候関連財務情報開示タスクフォース）を設置→2017年6月最終報告
- 2016年：中国がG20財務トラックに**Green Finance Study Group**を設置（2018年からSustainable Finance Study Groupに改称）
- 2017年12月：**NGFS**（Network for Greening the Financial System：気候変動に対する中央銀行・金融規制当局のネットワーク）が発足（後に日本の金融庁（2018年6月）、日銀（2019年11月）も加盟）
- 2018年3月：欧州委員会がEUサステナブル金融市場へのアクションプランを発表
- 2019年4月：気候変動に対する財務大臣連合(Coalition of Finance Ministers for Climate Action)が発足（2021年4月、日本の財務省も加盟）

ESG投資とは

Environment（環境）：気候変動対策、環境保護等

Social（社会）：人権への配慮、ダイバーシティ推進等

Governance（企業統治）：企業的意思決定、倫理等

✓ ESG要素に配慮し、それを投資の意思決定に組み込む取組み（ESGインテグレーション）が盛んになっている

✓ ESGは非財務的要素とも呼ばれるが、近年ではむしろ、中長期の財務的パフォーマンス（リスク軽減・リターン確保）に影響しうるものとの認識が広がってきている

⇒ ESG投資は金融的リターン追求の一手段

⇒ 機関投資家にとって「他事考慮」ではなく、受託者責任の一環

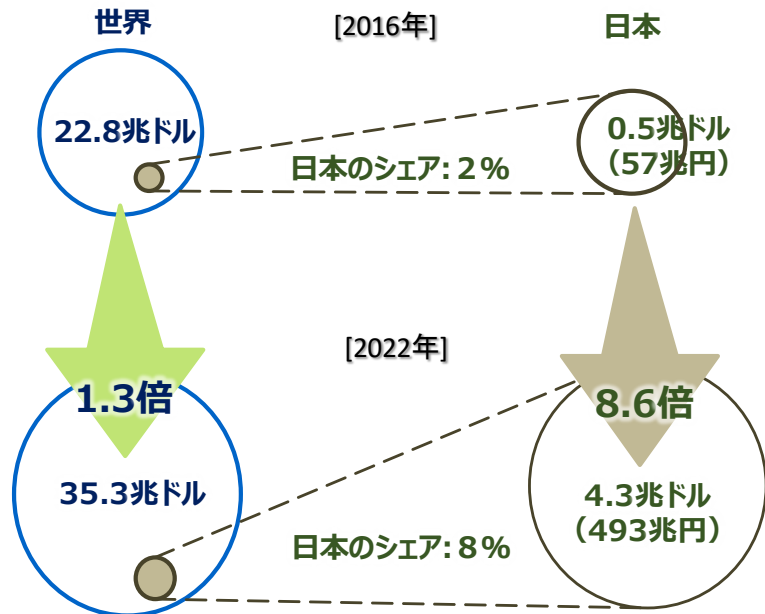
新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（2024年6月21日 閣議決定）抜粋

…サステナビリティ投資は、持続可能な社会の実現とともに中長期的な投資収益の向上を図るものであり、GPIF・共済組合連合会等が、投資に当たり、中長期的な投資収益の向上に繋がるとの観点から、**インパクトを含む非財務的要素を考慮することは、ESGの考慮と同様、「他事考慮」に当たらない。**

サステナブルファイナンスの現状

- 気候変動や格差、人口減少等の社会的課題への対応が急務となる中で、こうした社会的課題の解決に資する資金やアドバイスを提供する金融（サステナブルファイナンス）の重要性が高まっている。
- 特に脱炭素については、世界全体で設備投資や技術開発に官民合わせて巨額の資金が必要（※）とされており、企業の取組みを支える民間金融の機能発揮が欠かせない。
 （※）国際エネルギー機関（IEA）は、2050年脱炭素の実現には、世界全体で、現在年間1兆ドルの投資を2030年までに4兆ドルに増やすことが必要と試算している。
- わが国でも、2050年カーボンニュートラルの実現に向け、経済社会の脱炭素が加速する中で、日本企業の取組みや強みが適切に評価され、内外の投資資金が円滑に供給されるための環境整備が重要。

世界と日本のESG投資資金



（出所）世界のESG投資額の統計を集計している国際団体であるGSIAの報告書より作成

国内企業等によるグリーンボンドの発行実績



グリーンボンド：太陽光や風力発電など、「グリーン」とされるプロジェクトへの資金を調達するために発行される債券

（出所）グリーンファイナンスポータル（環境省）（2024年8月23日現在）

金融庁におけるサステナブルファイナンス推進の取組み（概要）

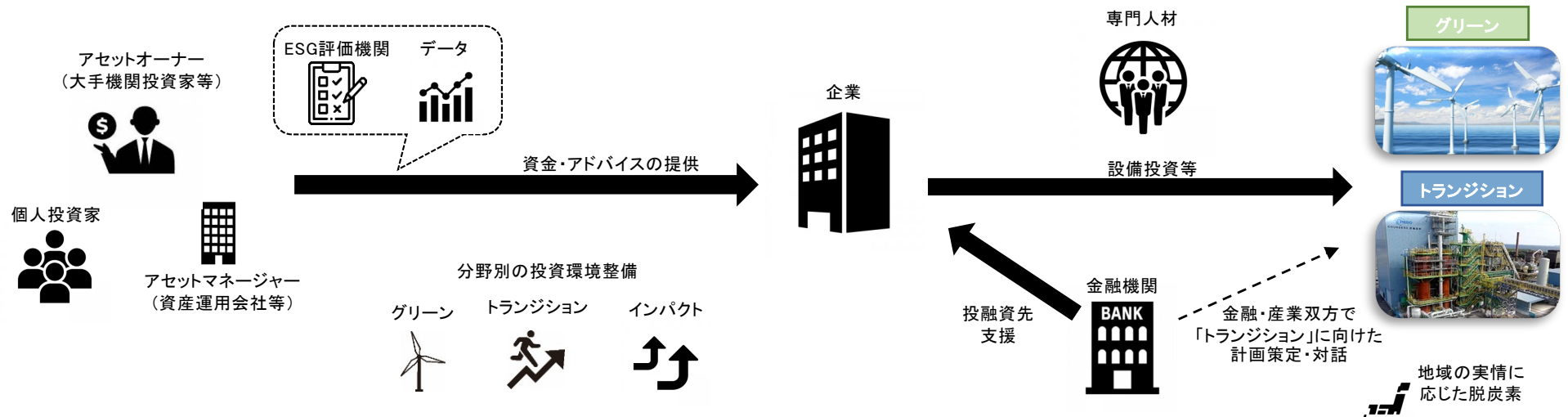
- 経済・社会の成長・持続可能性を高める金融（サステナブルファイナンス）の機能発揮を図るため、金融庁では、「サステナブルファイナンス有識者会議」を開催し、以下を含む幅広い論点につき議論を行うなど、様々な取組みを進めている。

市場制度の整備

- 金融審議会で、本邦におけるサステナビリティ開示基準の適用時期、保証の在り方等を議論
- 温室効果ガス排出量などの企業のサステナビリティ情報について、本邦でのデータ基盤の整備を議論
- ESG評価機関・データ提供機関による「行動規範」（22年12月策定）への賛同状況を取りまとめ（24年6月末時点）、これを踏まえた対応状況を確認し、更なる対応を検討

幅広いステークホルダーへの浸透

- 「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を開催し、対話から得られた示唆を公表（24年7月）、投資の基本的な意義やフラグシップ的な投資機会のあり方等について今後議論
- サステナブルファイナンスの実務推進に必要なスキル等をまとめた「スキルマップ」も活用し、業界団体や大学等と幅広く人材育成等につき議論



分野別の投資環境整備

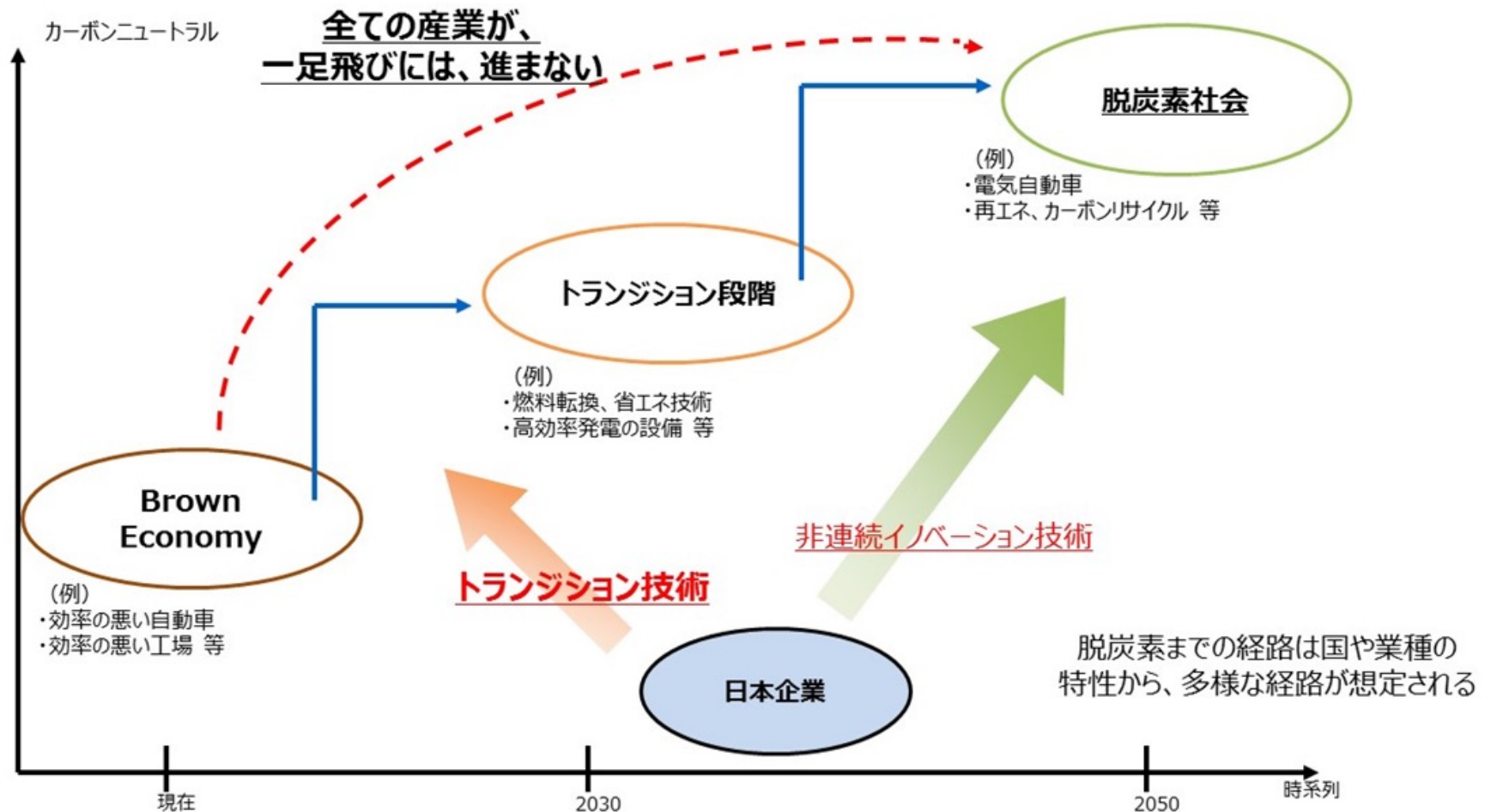
- グリーンボンド等に関する国際的な進展状況を注視し、関係省庁と連携し、本邦の枠組みを議論
- 政府全体でGX推進戦略等が策定される中で、関係省庁と連携し、指針整備等を通じ、トランジション・ファイナンスを推進。国際的にも、「アジアGXコンソーシアム」等を通じ発信
- インパクト投資の「基本的指針」を策定（24年3月）し、データ整備、企業戦略、地域の支援策等につき官民協働の「インパクトコンソーシアム」で議論

脱炭素に係る取組み

- 金融機関の気候変動対応等への基本的考え方（「ガイダンス」）を策定（22年7月）。この発展も視野に、移行戦略の枠組みについて更に検討
- 地域金融機関や事業者団体等とも連携し各地域の実情に応じた支援の充実や発信等
- カーボン・クレジット取引の透明性・健全性等を確保する取引インフラや市場慣行のあり方等について、「検討会」で実務的・専門的観点から議論

トランジション・ファイナンス

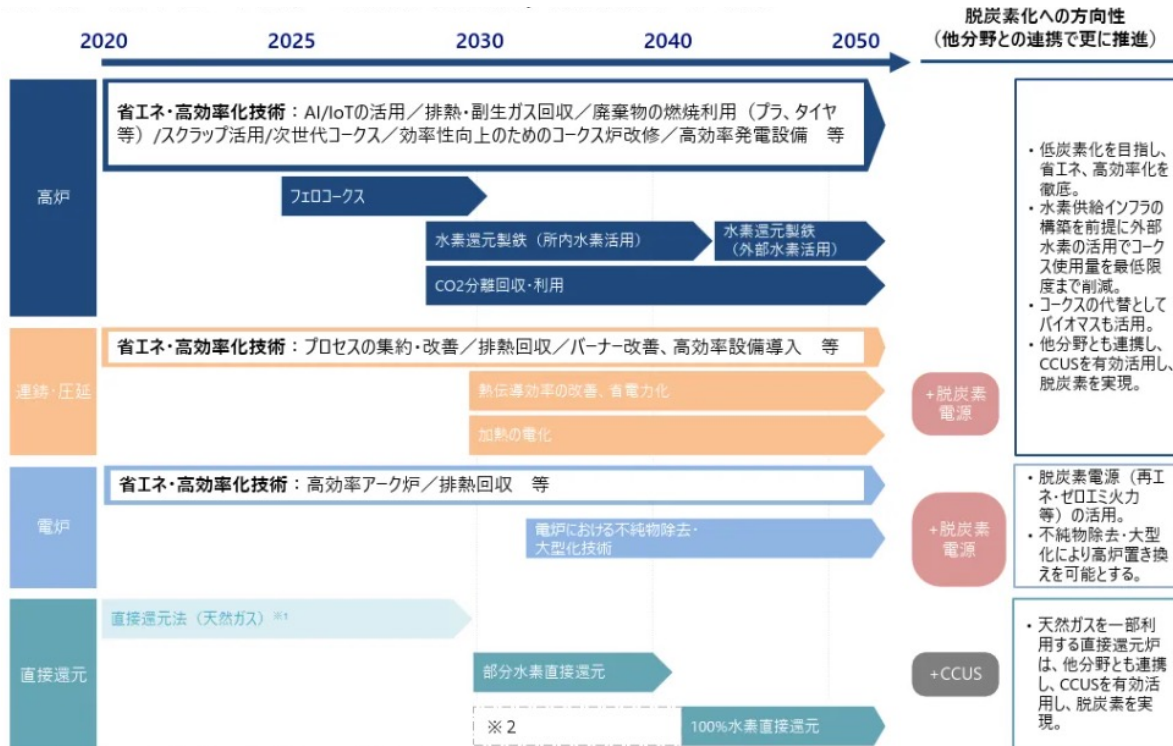
- 脱炭素社会の実現には、直ちに脱炭素化が困難な産業・企業が、省エネやエネルギー転換などの「移行」を行うための資金供給を行う、「トランジション・ファイナンス」が重要。2021年5月、金融庁・環境省・経産省は、トランジションファイナンスの資金調達者のための「**クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針**」を策定。
- 多排出産業が脱炭素に向けた道筋を描くための**分野別のロードマップ**を策定。



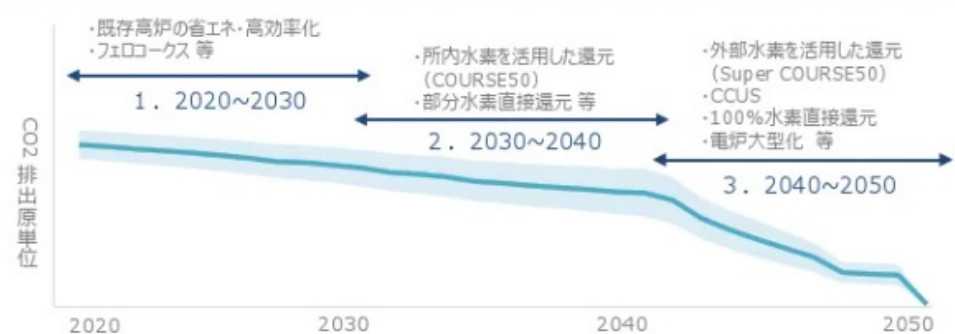
分野別ロードマップ

- 多排出産業が2050年までにカーボンニュートラルを達成するために必要と見込まれる技術を、科学的根拠と共に提示。パリ協定や我が国の各政策とも整合的。
- 本ロードマップは、「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」の附属文書であり、企業がトランジションボンド／ローンにより気候変動対策の資金調達を検討する際に参照することを想定。また、投資家及び金融機関も、企業の戦略や取組みを評価する際に参照することが可能。
- 10の多排出分野（鉄鋼、化学、電力、ガス、石油、セメント、紙・パルプ、自動車、海運、航空）向けにロードマップを開発

＜鉄鋼分野における技術ロードマップ＞



CO2排出の削減イメージ※



気候関連開示・サステナビリティ開示に関する動き

- ▶ 2015年12月、TCFD発足。2017年6月、最終報告。
- ▶ 2021年11月、国際会計基準財団（IFRS財団）が国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の設置を公表。
- ▶ 2022年4月、東証再編。プライム市場上場企業にTCFDまたはそれと同等の枠組みに基づく開示を要請。
- ▶ 2022年7月、ISSBに対応する日本の基準開発主体として、財務会計基準機構(FASF)の下に、サステナビリティ基準委員会（SSBJ）を設置。
- ▶ 2023年1月、有価証券報告書に、サステナビリティ情報の記載欄を新設（内閣府令を改正）。2023年3月期から適用。
- ▶ 2023年6月、IFRS財団が「全般的な開示要求事項」（S1）および「気候関連開示基準」（S2）を最終化。
 - ⇒SSBJにおいて日本版S1・S2の開発（2024年3月公開草案。2025年3月までに確定基準公表を目標。）
 - ⇒金融審WGにおいてISSB/SSBJ基準の適用対象・時期を審議。プライム市場上場企業の一部に2027年度か2028年度から義務化を検討。

サステナビリティ情報の「記載欄」の新設に係る改正（2023年1月31日公布・施行）

- 金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（2022年6月公表）を踏まえ、有価証券報告書におけるサステナビリティ情報の「記載欄」を新設し、「ガバナンス」及び「リスク管理」については全ての企業が開示し、「戦略」及び「指標及び目標」については各企業が重要性を判断して開示する（2023年3月期から適用）

有価証券報告書（主な項目）

第一部 企業情報

第1 企業の概況

- 従業員の状況等

第2 事業の状況

- 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等
- **サステナビリティに関する考え方及び取組（新設）**

- 事業等のリスク
- 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析等

第3 設備の状況

第4 提出会社の状況

- コーポレート・ガバナンスの状況

第5 経理の状況

- 連結財務諸表、財務諸表等

サステナビリティに関する考え方及び取組

(1) ガバナンス 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対するガバナンス体制
(記載イメージ: 取締役会や任意に設置した委員会等の体制や役割等)

(2) 戦略

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会に対処する取組み
(記載イメージ: 企業が識別したリスク及び機会の項目とその対応策等)

全企業が開示

人的資本について、人材育成方針や社内環境整備方針

(3) リスク管理 全企業が開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別・評価・管理するために用いるプロセス
(記載イメージ: リスク及び機会の識別・評価方法や報告プロセス等)

(4) 指標及び目標

重要性を判断して開示

サステナビリティ関連のリスク及び機会の実績を評価・管理するために用いる情報
(記載イメージ: GHG排出量の削減目標と実績値等)

全企業が開示

人材育成方針や社内環境整備方針に関する指標の内容、当該指標による目標・実績

全企業が開示
(注1)

女性管理職比率、男性育児休業等取得率、男女間賃金格差については、「従業員の状況」で記載

(記載に当たっての留意事項)

- ✓ 詳細情報について、任意開示書類(統合報告書、データブック等)の参照も可能^(注2)
- ✓ 記載した将来情報が、実際の結果と異なる場合でも、合理的な仮定等に基づき、適切な検討を経たものであれば、直ちに虚偽記載等の責任を負うものではない

(注1)「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)」又は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)」に基づく情報の公表義務(努力義務は含まない)のある企業が対象となる

(注2) 任意開示書類に明らかに重要な虚偽記載があることを知りながら参照するなど、当該参照する旨の記載自体が有価証券報告書の重要な虚偽記載になりうる場合を除けば、単に任意開示書類の虚偽記載のみをもって、金融商品取引法の罰則や課徴金が課されることにはならない

資産運用立国実現プラン（資産運用業・アセットオーナーシップ改革の分野）

1. 資産運用業の改革

- 大手金融グループにおいて、**資産運用ビジネスの経営戦略上の位置づけ**のほか、**運用力向上やガバナンス改善・体制強化のためのプラン**を策定・公表
- 資産運用会社が金融商品の品質管理を行う**プロダクトガバナンスに関する原則**の策定
- **日本独自のビジネス慣行や参入障壁**の是正（投資信託の基準価額に関する一者計算の促進など）
- **金融・資産運用特区**の創設
- **新興運用業者促進プログラム（日本版EMP）**の策定・実施 ※ EMP : Emerging Managers Program

2. アセットオーナーシップの改革

- アセットオーナーの運用・ガバナンス・リスク管理に係る共通の原則（**アセットオーナー・プリンシプル**）の策定
- **企業年金の改革**（資産運用力の向上、共同運用の選択肢の拡大、加入者のための運用の見える化の充実など）

3. 成長資金の供給と運用対象の多様化

- **スタートアップ企業等への成長資金の供給の促進**
- **オルタナティブ投資やサステナブル投資などを含めた運用対象の多様化**

4. スチュワードシップ活動の実質化

- PBR等を意識した**企業による計画策定・開示・実行の取組**について、**東証と連携しフォローアップ**
- 機関投資家と企業との対話の促進等のための**大量保有報告制度等の見直しを含む実質的なエンゲージメント**の取組の促進

5. 対外情報発信・コミュニケーションの強化

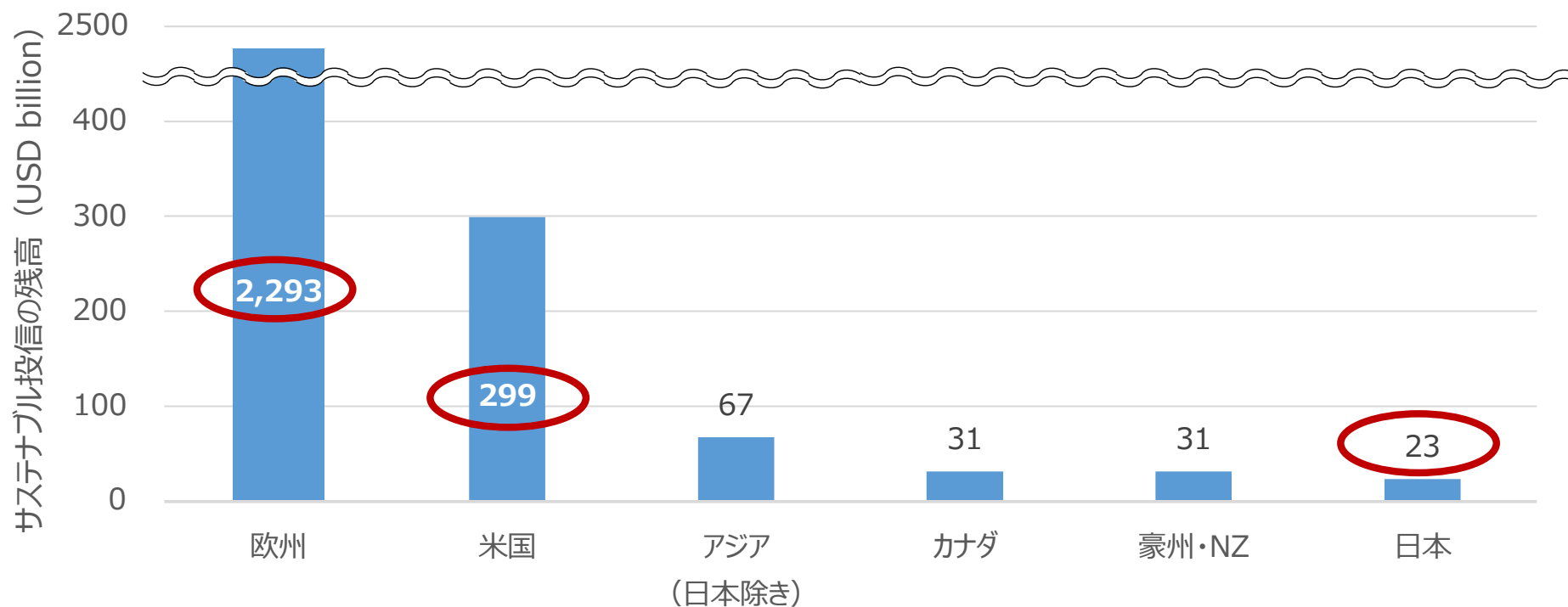
- 世界の投資家のニーズに沿った形で資産運用業の改革を進めていくための**資産運用フォーラムの立ち上げ**

（「資産運用立国実現プラン」は2023年12月、内閣官房において策定。）

サステナブル投信の状況（各国・日本）

- 個人投資家や非適格機関投資家などの幅広い投資家が購入・参加出来る公募型のサステナブル投信（ファンド）の資産残高についてみると、本邦は、約230億ドルとなっている。制度・商品等の様々な背景の違いも想定され単純に比較出来るものではないが、同市場は欧州は約2.3兆ドル程度の規模、米国は約3千億ドル程度の規模と、相応の差異がみられる。

各地域のサステナブル投信の残高（2023年9月末時点残高、単位：10億ドル）



(出所) Morningstar “Global Sustainable Fund Flows: Q3 2023 in Review”
※サステナビリティ、インパクト、ESG等を名称に掲げる又は投資方針の中心とする等のファンド・ETFを同社が集計

「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」 - 対話から得られた示唆の概要 -

- ✓ GXの実現など、経済・社会の成長・持続可能性の確保につながる投資を推進していくには、**幅広い投資家に魅力的なGXその他のサステナビリティに関する投資商品を開発し、多様な投資家の市場参加を促していくことが重要**
- ✓ 商品組成を担う資産運用会社、投資を受ける企業、投資を行う個人・機関投資家など、**幅広い関係者の戦略・選好が相互にフィットしていくことが重要**との観点から、金融庁において23年12月から計4回、「サステナビリティ投資商品の充実に向けたダイアログ」を開催。対話を通じて得られた今後の課題や論点等に係る示唆について、「対話から得られた示唆」として24年7月に公表。

1 サステナビリティ投資商品(*)の基本的意義

- 幅広い投資家がサステナビリティ投資市場に参画することは、経済社会の持続可能性の向上の観点から重要性が高いほか、投資家にとっても、長期的な投資収益を実現できる可能性
- サステナビリティ投資は、商品の名称等ではなく、**企業との対話を含む投資の戦略・実践手法**であると考えられるが、実際にはその**内容が見えづらい**
- エンゲージメントが事業改善や中長期の機会創出につながり得ることを含め、幅広い理解の獲得がすそ野拡大につながっていく

2 商品の特性

- **投資効果を想像・実感し易い商品への個人投資家等の関心は高く、持続可能性への対応やこれを通じた事業の成長の実現を、手触り感をもって理解できることが必要**
- **多様な投資先を専門的に分析し、能動的な投資判断・働きかけを行う点では、アクティブ運用と期待される機能発揮が共通する面も。パッシブ運用でも有用な投資は想定され、特性を活かした商品組成が重要**

3 商品の提供方法

- サステナビリティに係る課題と投資・事業との関係性は様々であり、自らの投資が、資産形成と社会・環境課題への対応の双方に資することについて理解を得ていくには、分かり易い説明に特に留意が必要
- フラグシップとなり得る代表的な投資商品や、ロールモデルとなり得る運用者・運用会社等の存在は、具体イメージを明確化し、信頼感を醸成することにつながる可能性

4 今後の対応のあり方に係る示唆

- 投資家にとって投資の基本的意義・効果を実感できる機会・情報提供を図るため、以下を含めた総合的な議論が重要



投資家の特性や意向等の実態把握、これを踏まえた具体的な投資機会のあり方等に係る議論



運用会社、販売会社、情報提供会社や投資家等による協働など、**フラグシップ的な投資機会の創出**に係る議論



サステナビリティ投資の基本的な意義や戦略など、中核的な概念・実務に係る議論

(*) 本文書では、投資に当たって持続可能性に係る課題を加味する投資商品・投資機会等の総称として用いており、ESGやグリーン等のほか、株式、債券等も含め、投資分野、手法等を限定していない。

（インパクト投資）

- 2つ目は、社会課題の解決に尽力するスタートアップへの支援です。スタートアップは、社会課題を成長の源に転換する起爆剤となるものです。日本の技術力を支える、今では代表的な製造企業も、戦後直後は、20代、30代の若者が創業したスタートアップでした。
- 世界的な課題解決にチャレンジし、世界と日本の成長をリードするスタートアップを育てるよう、昨年をスタートアップ創出元年として5か年計画を策定しました。投資額を5年で10倍の10兆円に拡大していきます。
- 投資推進の1つの鍵が「インパクト投資」です。課題解決への「インパクト」に着目し、この実現に必要な技術とビジネスモデルの革新を促す投資であり、投資家のコミットメントが欠かせません。インパクト投資に関する「基本的指針」を策定し、官民協働のコンソーシアムを本年中に設立するなど、社会変革につながる資金調達のけん引役を果たしていきます。
- 実際に、脱炭素、水資源、ヘルスケアなど、様々な分野で有望なインパクトスタートアップが生まれています。政府として投資環境を整備し、この動きを更に支援し、グローバルなステークホルダーとともにインパクト投資を有力な手法・市場として発展させたいと考えています。本年設立するインパクトコンソーシアムは世界に開かれたものであり、皆様の積極的な参画を是非お願いしたいと考えております。

（中略）

- 投資を通じて社会課題に取り組むことは、変革に取り組む企業の背中を押し、経済社会の成長・持続可能性を高めることで、投資家の皆様、ひいては皆様に資金を預けた受益者にとっても、長期的な収益機会となるものです。まさに、受託者責任に基づく責任ある投資の一環と考えます。
- 資産運用業者やアセットオーナーが企業と対話を深め、企業の成長・持続可能性の取組みを進めるため、責任投資の取組みをけん引するPRIへの署名機関が増えることは大変有意義です。日本においても、GPIFをはじめ多くの機関がPRIに署名しておりますが、さらにできるだけ多くの機関が署名することを期待いたします。その流れを推し進めるため、政府として所要の環境整備を行い、代表的な公的年金基金、少なくとも7基金90兆円規模が新たにPRIの署名に向けた作業を進めることを、ここで表明させていただきます。公的年金基金がサステナブルファイナンスへの取組みを強化し、その流れを市場全体に波及させていくことを目指します。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版 (抜粋)

(2024年6月21日 閣議決定)

・・・サステナビリティ投資は、持続可能な社会の実現とともに中長期的な投資収益の向上を図るものであり、GPIF・共済組合連合会等が、投資に当たり、中長期的な投資収益の向上に繋がるとの観点から、**インパクトを含む非財務的要素を考慮することは、ESGの考慮と同様、「他事考慮」に当たらない。**GPIF・共済組合連合会等において、こうした整理を踏まえた取組を行うことについて検討する。

また、代表的な公的年金基金による責任投資原則（Principles for Responsible Investment）への署名を本年中に完了し、サステナビリティ投資の取組強化や、その流れの市場全体への波及を目指す。

アセットオーナー・プリンシプル（抜粋）

（2024年8月28日 内閣官房 新しい資本主義実現本部事務局）

原則 5.

- アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

補充原則

5-1.

- アセットオーナーは、長期的に運用目標を実現させるため、自ら又は運用委託先による、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解に基づく建設的な「目的を持った対話」（エンゲージメント）などを通じて、投資先企業の企業価値の向上やその持続的成長を促すべきである（スチュワードシップ責任）。スチュワードシップ責任を果たすに当たっては、自らの規模や能力等を踏まえつつ、日本版スチュワードシップ・コードの受入れ表明をした上でその趣旨に則った対応を行うことを検討すべきである。その際、複数のアセットオーナーが協働して運用委託先のスチュワードシップ活動に対するモニタリング（協働モニタリング）を行うことも選択肢として考えられる。

5-2.

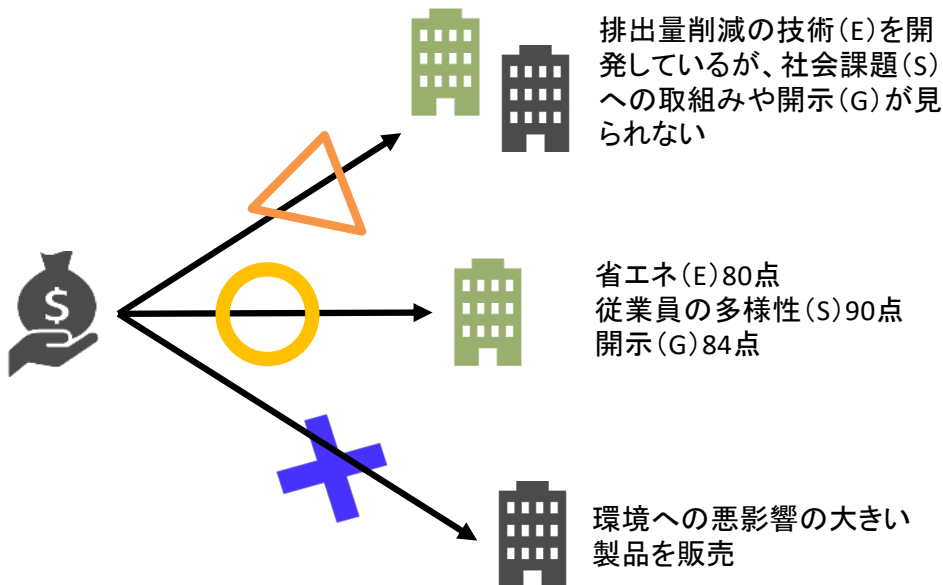
- アセットオーナーにおいては、ステークホルダーの考えや自らの運用目的に照らして必要な場合には、投資先企業の持続的成長に資するサステナビリティ投資を行うこと、例えば、金融機関等への委託に当たってサステナビリティに配慮した運用を行うことを求めることや、サステナビリティ投資方針を策定すること、PRI（責任投資原則）に署名することも考えられる。

インパクト投資の概要

- 脱炭素や少子高齢化等の社会・環境課題の重要性が高まる中で、課題解決に資する技術開発や事業革新に取り組む企業の支援は喫緊の課題となっている。
- 社会・環境課題への対応は、従来、事業の成長性・収益性と「トレードオフ」の関係にあると理解されることが多かったが、近年、**両者は相互に補完・強化し、両立する好循環を創出し得るとの理解**に立って、**課題解決と事業成長に資する技術・事業の変革等**に取り組む多様な企業が見られる。
- 「**一定の「投資収益」確保を図りつつ、「社会・環境的効果（インパクト）」の実現を企図する**」インパクト投資は、「**投資先と投資効果を個別に特定・コミット**」する点が特徴であり、**好循環を実現させる事業上の変革等を促す**観点から、国際的にも推進の重要性が指摘されている。

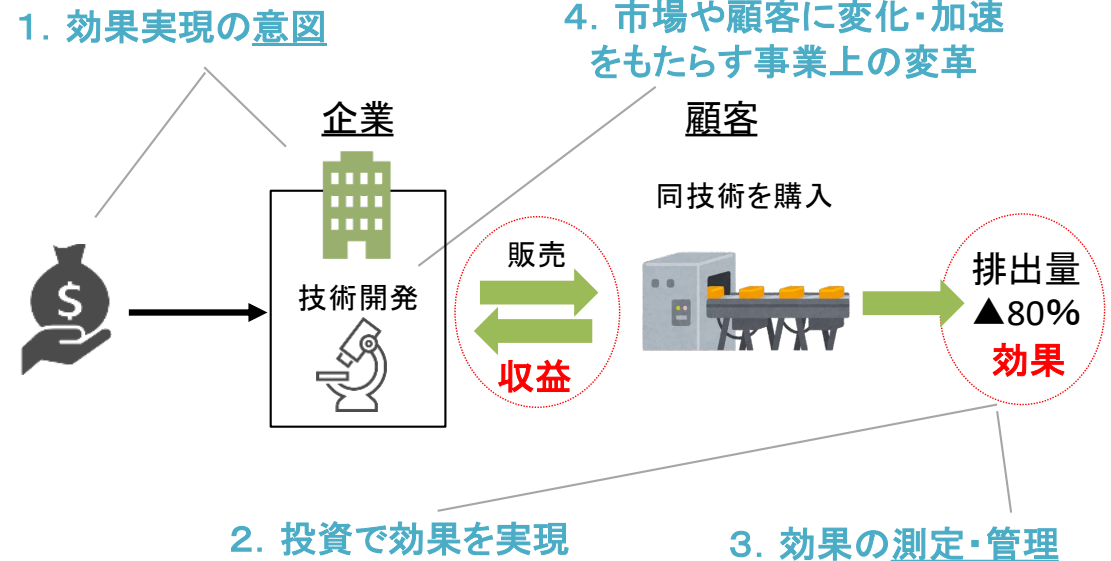
一般的なESG投資

企業のESGの取組みを総合的に評価し投資比率等を決定、又は**特定業種等を投資先から除外**



インパクト投資

投資により**実現を図る具体的効果を特定・コミットし、これを実現する技術革新等を進める企業に投資**

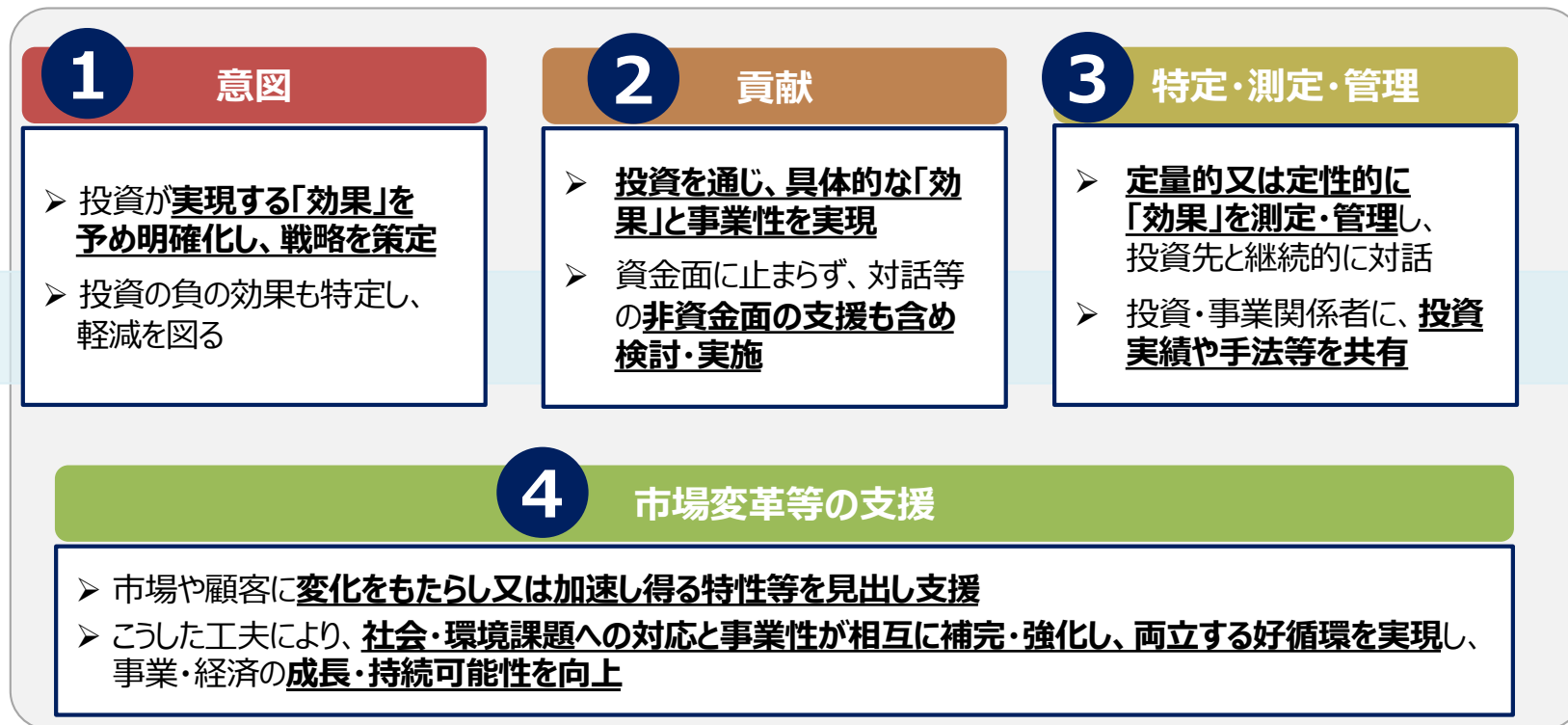


インパクト投資（インパクトファイナンス）に関する基本的指針の概要

- 金融庁は、23年6月末、**インパクト投資の実現に期待される基本的要素を示した「基本的指針（案）」**を作成。同年10月まで実施された市中協議等を通じて寄せられた国内外の幅広い関係者からの意見を踏まえ、24年3月末に最終化。
- インパクト投資の具体的な内容については、**国際的にも民間団体等による様々な文書が存在し、現在も議論の途上**である。本指針では、こうした点や**成長期であるインパクト投資の市場特性を踏まえて、多様な創意工夫を促すよう、インパクト投資に期待される原則的・一般的要素を取りまとめている。**



投資家・
金融機関



上場企業
スタートアップ等

インパクト



好循環

成長・持続可能性



(参考) インパクトコンソーシアムについて

- インパクト実現を図る経済・金融の多様な取組みを支援し、インパクトの創出を図る投融資を有力な手法・市場として確立し、事業を推進していくため、投資家・金融機関、企業、NPO、自治体等の幅広い関係者が協働・対話を図る場として、23年11月、官民連携の「インパクトコンソーシアム」を設置。24年5月、第1回総会及び「インパクトフォーラム」を開催。
- ①データ・指標、②市場調査・形成、③地域・実践、④官民連携促進、の4つの分科会を設置。インパクト投資等の発信・推進を行う代表的な国際団体とも知見共有・協働を図りながら、インパクト創出のマーケットに関わる多様な参加者間のネットワーク形成や事例・ノウハウ共有を促進していく。

会長

- 水口 剛 高崎経済大学 学長

運営委員

- 日本経済団体連合会 本部長 正木 義久
- 経済同友会 政策調査部 部長 宮崎 喜久代
- 日本商工会議所 理事・企画調査部長 五十嵐 克也
- インパクトスタートアップ協会 代表理事 米良 はるか
- GSG国内諮問委員会事務局SIIF専務理事 青柳 光昌
- スタートアップ都市推進協議会 会長 高島 宗一郎

副会長

- 渋澤 健 GSG国内諮問委員会 委員長
- 長谷川 知子 日本経済団体連合会 常務理事
- 安地 和之 全国銀行協会 企画委員長
- 三井住友FG グループCSuO 高梨 雅之
- 常陽銀行 取締役常務執行役員 小野 利彦
- 第一生命保険 常務執行役員 重本 和之
- 野村ホールディングス CSuO兼情報開示担当 岸田 吉史
- 日本ベンチャーキャピタル協会会長 田島 聡一
- 日本政策投資銀行 執行役員経営企画部長 成清 正和
- りそなアセットマネジメント 常務執行役員 松原 稔

I
サステナビリティ
の
課題と意義

サステナビリティの基本的意義とテーマ毎の課題を理解し、これらが金融・産業に与える機会・リスクを説明出来ること

① サステナビリティと金融・産業

1. サステナビリティの基本的意義と様々な課題の全体像、多様な価値の理解
2. サステナビリティに係る金融の役割、サステナブルファイナンスとは

② 環境(E)に係る課題

1. 気候変動（仕組み、影響、対応）
2. 汚染予防（大気汚染、化学物質）
3. 自然循環（原料調達、廃棄物管理）
4. 水（取水・排水管理、水資源利用）
5. 生物多様性（生態系の影響評価）

③ 社会(S)に係る課題

1. 人権（基本原則、人権デューデリジェンス、様々な人々の権利、AIと倫理）
2. 雇用・労働慣行（強制労働、児童労働、機会均等、ハラスメント、労働安全衛生、ダイバーシティ、人的資本）

④ ガバナンス(G)に係る課題

1. コーポレート・ガバナンス（所有と経営、ステークホルダー協働、取締役会、情報公開、議決権行使）
2. リスク管理（ESGリスクマネジメント）
3. 腐敗防止（贈収賄の防止）

基礎

II
サステナブル
ファイナンスの
知見と実践

サステナブルファイナンスの市場・規制・イニシアティブなどを理解し、戦略策定・サービス提供等を実践出来ること

⑤ サステナブルファイナンスの市場・規制・イニシアティブなど

1. サステナブルファイナンス市場の動向（分野ごとの市場規模や最近の資金調達・供給発行・調達状況など）
2. 金融商品・金融機関などに関する様々な原則（責任投資原則、ネットゼロに向けたアライアンス、グリーンボンドなど）
3. サステナブルファイナンスに係る規制等の動向（NGFSなどによるシナリオ分析、タクソノミーとトランジションなど）

⑥ 幅広い金融サービスの提供

1. 様々なアドバイス・ファイナンス
2. 融資・債券
3. 投資・出資
4. インパクト

⑦ サステナビリティ経営の実践

1. 経営戦略・事業戦略の策定
 2. リスク管理
 3. 指標や目標の設定
- 等

⑧ 情報開示と対話

1. 情報開示の枠組み
2. 企業との対話（エンゲージメント）
3. ステークホルダーとの対話・協働

応用

III
実践を進め
るソフトスキル

例えば以下のような、コミュニケーション、リーダーシップ、情報収集と知見の統合など、実践を進めるソフトスキルの獲得

- ✓ 専門領域を含めつつ、幅広い他領域の動向に意識を向けて情報を収集し、新たな課題特定や発想につなげるスキル
- ✓ 社内外の様々な関係者と良好な関係を構築し、建設的な協働を図っていくコミュニケーションのスキル
- ✓ 国内外の様々な議論の場面に積極的に参画し、国内外の関係者の認識と対応をけん引するリーダーシップスキル

(※) 上記項目は主要な課題などを例示したものであり、各課題などはこれに限られるものではない。また、1個人で全てのスキルを獲得することは必ずしも容易でなく、組織やチーム全体として必要なスキルを獲得し、実践を図っていくことが重要と考えられる。

(※) 各項目については、JPX-QUICK ESG課題解説集等の国内各種機関の取組みやアイルランド・シンガポール・米国などによる取組みも参照しながら記述している。

サステナブルファイナンスの人材育成

		政府の取組み	金融業界（団体・各社）の取組み	教育機関（大学等）の取組み
専 門 人 材	金融機関等でサステナブルファイナンスに従事する担当職員	<ul style="list-style-type: none"> 22年12月、必要な技能を整理した「人材育成スキルマップ」を公表 23年6月、人材不足等の実態・課題を把握する人材育成アンケート結果を公表 23年6月、資格試験・研修等の事例の公表 環境省・「脱炭素アドバイザー」認証（民間事業者の資格支援を後援） 	<ul style="list-style-type: none"> サステナ専門人材の部門別毎配置、資格取得の支援（費用、人事評価） 組織横断の部署の立上げ 国際カンファレンスの開催 	<ul style="list-style-type: none"> サステナブルファイナンスに関する社会人向けの大学院等での講義の実施
	金融機関等ではじめて関連部署に配属された担当職員や、関連部署ではないが学びたい職員	<ul style="list-style-type: none"> 人材育成関連の補助金（文科省・厚労省・経産省等） 様々な官民のセミナー・後援・研修等の機会を通じ、サステナブルファイナンス、GX、ESG投資等の講演・浸透 	<ul style="list-style-type: none"> 会員機関向けの勉強会 各業態で取り組むESG課題について、ハンドブック等を作成 各業態に係る金融商品について、概要等をまとめたガイドブック等を作成 	
若 手 人 材	将来的にサステナビリティを仕事の軸としたい熱心な若手職員	<ul style="list-style-type: none"> 若手人材にフォーカスした取組みは、必ずしも見られない 	<ul style="list-style-type: none"> 全社員向けに、サステナビリティの理解促進を目的とした研修を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 若手人材にフォーカスした取組みは、必ずしも見られない

(参考)

Green Finance Network Japan

- ▶ 日本における、官民のグリーン・ファイナンス関係者の連携
- ▶ 情報・活動の共有と促進（共通のメーリングリスト作成）
- ▶ 海外関係者との連携におけるプラットフォーム機能
- ▶ インフォーマルなネットワークとして、個人の立場で自由に参加

<http://greenfinance.main.jp/>

発起人：末吉竹二郎（UNEP FI特別顧問）

玉木林太郎（国際金融情報センター理事長）

事務局長：高田英樹（財務省／金融庁／元OECD環境局上級政策分析官）

- ✓ 2018年9月から開始、200以上の組織から600名以上が参加
（メンバーの所属組織の例）
 - ・ 中央省庁（財務省、金融庁、環境省、経産省等）
 - ・ 金融機関（民間金融機関、公的金融機関、日本銀行）
 - ・ 機関投資家・企業
 - ・ 研究者・シンクタンク
 - ・ 国際機関（OECD等）
 - ・ NGO・関係団体
 - ・ メディア
- ✓ 海外の多くの主要関係者も注目、メディア等でも紹介

Green Finance Network Japan イベントの開催

- ▶ 2018年11月3日：第1回シンポジウム（立上げ記念イベント）
- ▶ 2019年5月18日：第2回シンポジウム
- ▶ 2020年12月6日：第3回シンポジウム（オンライン）
- ▶ 2021年6月19日：第4回シンポジウム（オンライン）
- ▶ 2022年5月16日：ラウンドテーブル（オンライン、金融庁との共催）
- ▶ 2023年5月30日：ラウンドテーブル（オンライン、金融庁との共催）
- ▶ 2024年5月16日：Bloomberg Green Finance Seminar with Green Finance Network Japan

Green Finance Network Japan

世界のステークホルダーとの協働

- ▶ 2019年5月29日：「東京ーロンドン グリーンファイナンスセミナー2019」（東京都庁・駐日英国大使館共催）に協力
- ▶ 2019年6月3日：「サステナブルファイナンスに関する東京ダイアログ」（気候変動イニシアティブ・国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）共催）に協力
- ▶ 2019年6月20日：Climate Bonds Initiativeと共同で、Seminar on Green Bonds and Green Finance Developmentsを開催
- ▶ 2019年6月27日：The Japan TimesにおいてGFNJの活動を紹介する記事掲載
- ▶ 2019年10月10日：フランス大使館主催グリーンファイナンスセミナーに協力
- ▶ 2019年12月19日：Responsible Investor ウェビナーに協力
- ▶ 2021年1月29日：The Japan Times ESG TalkにおいてGFNJの活動を紹介
- ▶ 2021年2月10日：「東京ーロンドン グリーンファイナンスセミナー2021」（東京都庁・駐日英国大使館共催）に協力
- ▶ 2021年9月28日：The Japan Times Sustainable Japan Award受賞
- ▶ 2021年10月29日：香港特別行政区政府駐東京経済貿易代表部主催グリーンファイナンスウェビナーに協力
- ▶ 2022年6月2日：Green Finance Forum-Koreaとウェビナーを共催
- ▶ 2022年10月19日：フランス大使館主催グリーンファイナンスセミナーに協力
- ▶ 2022年10月25日：「東京ーロンドン グリーンファイナンスセミナー2022」（東京都庁・駐日英国大使館・英国シティ・オブ・ロンドン共催）に協力
- ▶ 2023年7月21日：「FDSF Global Conference 2023」に協力
- ▶ 2024年3月7日：フランス大使館主催グリーンファイナンスセミナーに協力
- ▶ 2024年6月12日：「FDSF impact Conference 2024」に協力